

議 案 及 び 説 明 並 び に 参 考 資 料

令 和 4 年 3 月 定 例 会

池 田 市

目 次

1	議案第 2 号 市立学校講堂等使用条例の全部改正について	1
	説 明	8
	参 考	10
2	議案第 3 号 労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償 等の支給に関する条例の一部改正について	18
	説 明	21
	参 考	22
3	議案第 4 号 池田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	24
	説 明	26
	参 考	27
4	議案第 5 号 池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改 正について	28
	説 明	30
	参 考	31
5	議案第 6 号 池田市いじめ問題調査委員会条例の一部改正について	33
	説 明	38
	参 考	40
6	議案第 7 号 池田市都市計画法施行条例の一部改正について	45
	説 明	47
	参 考	48
7	議案第 8 号 池田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正に ついて	50
	説 明	55
	参 考	57

8	議案第 9 号	池田市消防保安行政事務手数料条例の一部改正について	63
		説 明	65
		参 考	66
9	議案第 10 号	池田市教育長の任命について	68
10	議案第 11 号	池田市教育委員会委員の任命について	69
11	議案第 12 号	財産区管理委員の選任について	70
12	議案第 13 号	令和 3 年度池田市病院事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
13	議案第 14 号	令和 3 年度池田市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
14	議案第 15 号	令和 3 年度池田市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
15	議案第 16 号	令和 3 年度池田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
16	議案第 17 号	令和 3 年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
17	議案第 18 号	令和 3 年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
18	議案第 19 号	令和 3 年度池田市一般会計補正予算（第 11 号）	別冊
19	議案第 20 号	令和 4 年度池田市病院事業会計予算	別冊
20	議案第 21 号	令和 4 年度池田市水道事業会計予算	別冊
21	議案第 22 号	令和 4 年度池田市公共下水道事業会計予算	別冊
22	議案第 23 号	令和 4 年度池田市国民健康保険特別会計予算	別冊
23	議案第 24 号	令和 4 年度池田市財産区特別会計予算	別冊
24	議案第 25 号	令和 4 年度池田市介護保険事業特別会計予算	別冊
25	議案第 26 号	令和 4 年度池田市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
26	議案第 27 号	令和 4 年度池田市一般会計予算	別冊

議案第 2 号

市立学校講堂等使用条例の全部改正について

市立学校講堂等使用条例の全部を改正し、池田市立学校施設の目的外使用に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

市立学校の体育館（講堂）の冷暖房設備の設置に伴いその使用に係る使用料について定めるとともに、体育館、教室及び運動場の使用に関する手続等を見直し、規定の整備を行うため、本条例の全部を改正するものである。

池田市立学校施設の目的外使用に関する条例（案）

市立学校講堂等使用条例（昭和 23 年池田市条例第 63 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、池田市立の小学校、中学校及び義務教育学校における体育館、教室及び運動場（以下「学校施設」という。）の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可による使用について、必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可）

第 2 条 学校施設を使用しようとするものは、池田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に際し、学校施設の管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第 3 条 教育委員会は、使用が次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の使用を許可しないものとする。

- (1) 学校教育に支障があると認めるとき。
- (2) 公共の秩序若しくは風紀を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 建物、附属設備、器具等を破損し、滅失し、又は著しく汚損するおそれがあると認めるとき。
- (4) 営利を目的とする使用（各種の検定試験を実施する用途による使用を除く。）であると認めるとき。

(5) 入場料その他これに類する対価（以下「入場料等」という。）を徴収する場合（各種の検定試験を実施する用途により使用する場合を除く。）にあつては、当該入場料等の額がその事業の必要最低経費に相当する額を上回ると認めるとき。

(6) 政治的活動を目的とする使用（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項の規定による公営施設を使用した個人演説会等を開催する用途による使用を除く。）であると認めるとき。

(7) 宗教活動のための使用であると認めるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、教室については、各種の検定試験を実施する用途以外の用途による使用を許可しないものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（使用料の納付及び免除）

第4条 学校施設の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を、当該許可を受けた時（体育館のアリーナ部分の冷暖房設備の使用に係る使用料にあつては、その使用前までの間）に納付しなければならない。

2 教育委員会は、学校施設の使用について、公用に供する場合又は公益を目的とする使用であると認める場合は、教育委員会規則で定めるところにより使用料（体育館のアリーナ部分の冷暖房設備に係るものを除く。）を免除することができる。

（使用料の不還付）

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別な事由があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

（許可の取消し等）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、若しくは停止させ、又は退去を命ずることができる。この場合において、使用者に損害が生じて、教育委員会は、その責めを負わない。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が第2条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 使用者が虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 学校施設の使用が第3条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (5) 災害その他やむを得ない事由により、教育委員会が特に必要と認めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、学校施設を使用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた使用の目的以外の目的により使用してはならない。

(特別の設備の設置)

第8条 使用者は、使用する学校施設に特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、学校施設の使用が終わったとき、又は第6条の規定により使用の許可を取り消され、使用を停止させられ、若しくは退去を命ぜられたときは、直ちに当該学校施設を原状に回復しなければならない。ただし、災害その他特別な理由により直ちに原状に回復することが困難な場合は、この限りでない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは教育委員会においてこれを執行し、その費用は当該使用者が負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者は、学校施設の使用において当該学校施設に立ち入る者が建物、附属設備、器具等を毀損し、滅失し、又は著しく汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日の学校施設の使用に係る手続については、施行日前においても、この条例による改正後の池田市立学校施設の目的外使用に関する条例（以下「新条例」という。）及び新条例に基づく教育委員会規則の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 講堂の施行日以後の日の使用についてなされたこの条例による改正前の市立学校講堂等使用条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく許可並びに使用料の納付及び免除（以下「旧手続」という。）は次の表の左欄に掲げる当該使用の時間の区分に応じて同表の右欄に掲げる時間の体育館の使用についてなされた新条例の規定に基づく許可並びに使用料の納付及び免除（以下「新し続」という。）と、教室の施行日以後の日の使用についてなされた旧手続は同表の左欄に掲げる当該使用の時間の区分に応じて同表の右欄に掲げる時間の教室の使用についてなされた新し続と、運動場の施行日以後の日の使用についてなされた旧手続は同表の左欄に掲げる当該使用の時間の区分に応じて同表の右欄に掲げる時間の運動場の使用についてなされた新し続と

みなす。

午前 8 時から正午まで	旧手続において許可された使用の日（以下「旧許可使用日」という。）と同じ日の午前 8 時から午後 1 時前まで
午後 1 時から午後 5 時まで	旧許可使用日と同じ日の午後 1 時から午後 6 時前まで
午後 6 時から午後 1 0 時まで	旧許可使用日と同じ日の午後 6 時から午後 1 0 時まで
午前 8 時から午後 1 0 時まで	旧許可使用日と同じ日の午前 8 時から午後 1 0 時まで

4 前項の場合において、旧条例様式第 2 号に規定する様式により交付された許可書は、新条例第 2 条の許可の決定を証する書類として教育委員会規則に定める様式により交付されたものとみなす。

5 附則第 3 項の場合において、新条例の規定に基づく許可とみなされた許可による体育館の使用について、アリーナ部分の冷暖房設備を使用するときは、教育委員会規則で定めるところにより、当該冷暖房設備の使用について教育委員会に届け出なければならない。

6 施行日前の講堂、教室及び運動場の使用に係る使用料の還付の手続は、施行日以後においても、なお従前の例による。

別表（第 4 条関係）

学校施設	使用単位	使用料の額
体育館	午前 8 時から午後 1 時前まで	1, 0 0 0 円
	午後 1 時から午後 6 時前まで	1, 0 0 0 円
	午後 6 時から午後 1 0 時まで	2, 0 0 0 円
	午前 8 時から午後 1 0 時まで	3, 0 0 0 円
	アリーナ部分の冷暖房設備の 3 0	3, 0 0 0 円

	分間の使用 4 回分	
教室	午前 8 時から午後 1 時前まで	5 0 0 円
	午後 1 時から午後 6 時前まで	5 0 0 円
	午後 6 時から午後 1 0 時まで	1, 0 0 0 円
	午前 8 時から午後 1 0 時まで	1, 5 0 0 円
運動場	午前 8 時から午後 1 時前まで	1, 0 0 0 円
	午後 1 時から午後 6 時前まで	1, 0 0 0 円
	午後 6 時から午後 1 0 時まで	2, 0 0 0 円
	午前 8 時から午後 1 0 時まで	3, 0 0 0 円

備考

- 1 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料（体育館のアリーナ部分の冷暖房設備の使用に係るものを除く。）の額は、上表に掲げる額の 5 割増しとする。
- 2 体育館のアリーナ部分の冷暖房設備は、その使用料の納付をもって交付されるプリペイドカードにより使用することができる。ただし、市が使用する場合は、使用料を無料とし、プリペイドカードによらず使用することができる。
- 3 体育館のアリーナ部分の冷暖房設備を使用できる回数が残存するプリペイドカードは、使用の許可を受けたいずれの体育館を使用する場合においても、これを使用することができる。
- 4 体育館のアリーナ部分の冷暖房設備を使用するためのプリペイドカードは、再交付しない。ただし、使用者の責めによらない特別の事情があると教育委員会が認める場合は、この限りでない。
- 5 教室の使用に係る使用料の額は、1 室当たりの額とし、教室の冷暖房設備の使用に係る使用料の額を含む。

市立学校講堂等使用条例の全部改正について

- 1 題名を定めるものであること。

(題名関係)

- 2 この条例は、池田市立の小学校、中学校及び義務教育学校における体育館、教室及び運動場（以下「学校施設」という。）の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可による使用について、必要な事項を定めるものであること。

(第 1 条関係)

- 3 学校施設の使用の許可について定めるものであること。

(第 2 条関係)

- 4 学校施設の使用の制限について定めるものであること。

(第 3 条関係)

- 5 学校施設の使用料の納付及び免除について定めるものであること。

(第 4 条関係)

- 6 学校施設の使用料の不還付について定めるものであること。

(第 5 条関係)

- 7 学校施設の使用の許可の取消し等について定めるものであること。

(第 6 条関係)

- 8 学校施設を使用する権利の譲渡等の禁止について定めるものであること。

(第 7 条関係)

- 9 使用する学校施設における特別の設備の設置について定めるものであること。

(第 8 条関係)

1 0 使用した学校施設の原状回復の義務について定めるものであること。

(第 9 条関係)

1 1 学校施設の毀損等をした場合における損害賠償の義務について定めるものであること。

(第 1 0 条関係)

1 2 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定めるとするものであること。

(第 1 1 条関係)

1 3 この条例は、令和 4 年 5 月 1 日から施行するものであること。また、準備行為に係る規定及び所要の経過措置を設けるものであること。ただし、当該準備行為に係る規定は、公布の日から施行するものであること。

(附則関係)

1 4 学校施設の使用料の額について定めるものであること。

(別表関係)

議案第2号 参 考

池田市立学校施設の目的外使用に関する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
市立学校講堂等使用条例 第1条 市立学校講堂設備等の使用は、法令の定めるものの外は、この条例によって、次の使用料を徴収して貸与する。ただし、公用に供し又は公益を目的とするもの及び其の他教育委員会に於て特別の事由ありと認めるときは、使用料を減免することができる。 (略) 備考 (略) 第2条 設備を使用しようとする者は、様式第1号の使用願をその前月迄に、教育委員会に差出して許可を受けなければならない。 第4条 第2条の願書を受理した時は、直ちに当該学校長の意見を聞いて許可するか否かを決定する。 第5条 設備の使用を許可した時は、様式第2号の許可書を交付する。 第3条 設備は、教育、文化、産業、衛生、慈善等市民の福祉増進を図り、其の他公共の為に供するものの外は、その使用を許さない。	池田市立学校施設の目的外使用に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、池田市立の小学校、中学校及び義務教育学校における体育館、教室及び運動場（以下「学校施設」という。）の地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可による使用について、必要な事項を定めるものとする。 (使用の許可) 第2条 学校施設を使用しようとするものは、池田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、前項の許可に際し、学校施設の管理上必要な条件を付することができる。 (使用の制限) 第3条 教育委員会は、使用が次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の使用を許可しないものとする。

改 正 前	改 正 後
	(1) 学校教育に支障があると認めるとき。 (2) 公共の秩序若しくは風紀を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。 (3) 建物、附属設備、器具等を破損し、滅失し、又は著しく汚損するおそれがあると認めるとき。 (4) 営利を目的とする使用（各種の検定試験を実施する用途による使用を除く。）であると認めるとき。 (5) 入場料その他これに類する対価（以下「入場料等」という。）を徴収する場合（各種の検定試験を実施する用途により使用する場合を除く。）にあつては、当該入場料等の額がその事業の必要最低経費に相当する額を上回ると認めるとき。 (6) 政治的活動を目的とする使用（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項の規定による公営施設を使用した個人演説会等を開催する用途による使用を除く。）であると認めるとき。 (7) 宗教活動のための使用であると認めるとき。 (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めるとき。 2 前項に定めるもののほか、教室については、各種の検定試験を実施する用途以外の用途による使用を許可しないものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

改 正 前	改 正 後
第6条 使用料は、使用許可と同時にこれを徴収する。使用料を納付した後、申請人の都合によって使用しないことがあっても、既納の使用料は還付しない。ただし、使用を許可された開始時刻迄に其の旨を申出て、教育委員会に於て相当の理由ありと認めたとき又は教育委員会に於て使用の許可を取消したときは、この限りでない。	(使用料の納付及び免除) 第4条 学校施設の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を、当該許可を受けた時（体育館のアリーナ部分の冷暖房設備の使用に係る使用料にあつては、その使用前までの間）に納付しなければならない。 2 教育委員会は、学校施設の使用について、公用に供する場合又は公益を目的とする使用であると認める場合は、教育委員会規則で定めるところにより使用料（体育館のアリーナ部分の冷暖房設備に係るものを除く。）を免除することができる。 (使用料の不還付) 第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別な事由があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。 (許可の取消し等) 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、若しくは停止させ、又は退去を命ずることができる。この場合において、使用者に損害が生じて、教育委員会はその責めを負わない。 (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反し

改 正 前	改 正 後
	たとき。 (2) 使用者が第2条第2項の規定により付した条件に違反したとき。 (3) 使用者が虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。 (4) 学校施設の使用が第3条第1項各号のいずれかに該当したとき。 (5) 災害その他やむを得ない事由により、教育委員会が特に必要と認めるとき。 (権利の譲渡等の禁止) 第7条 使用者は、学校施設を使用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた使用の目的以外の目的により使用してはならない。 (特別の設備の設置) 第8条 使用者は、使用する学校施設に特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。 (原状回復の義務) 第9条 使用者は、学校施設の使用が終わったとき、又は第6条の規定により使用の許可を取り消され、使用を停止させられ、若しくは退去を命ぜられたときは、直ちに当該学校施設を原状に回復しなければならない。ただし、災害その他特別な理由により直ちに原状に回復することが困難な場合は、この限りでない。 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは教育委員会においてこ

改 正 前	改 正 後																																					
第7条 使用中建物又は附属物を毀損若しくは滅失したときは、何人の行為であるを問わず、使用者は教育委員会の定める損害額を賠償する責を有する。 第1条 (略) <table><tr><th>設備区分</th><th>昼間</th><th>夜間</th><th>昼夜間</th></tr><tr><td>講堂</td><td>1, 0 0 0円</td><td>2, 0 0 0円</td><td>3, 0 0 0円</td></tr><tr><td>教室 (1教室につき)</td><td>5 0 0円</td><td>1, 0 0 0円</td><td>1, 5 0 0円</td></tr><tr><td>運動場</td><td>1, 0 0 0円</td><td></td><td></td></tr></table> 備考 昼間は午前8時より正午まで、午後1時より午後5時までの2回に区分し、夜間は、午後6時より午後10時まで、昼夜間は、午前8時より午後10時までとし、各1回の料金とする。 会合者より入場料其の他これに類する金銭を徴収するものは、上記使用	設備区分	昼間	夜間	昼夜間	講堂	1, 0 0 0円	2, 0 0 0円	3, 0 0 0円	教室 (1教室につき)	5 0 0円	1, 0 0 0円	1, 5 0 0円	運動場	1, 0 0 0円			れを執行し、その費用は当該使用者が負担しなければならない。 (損害賠償の義務) 第10条 使用者は、学校施設の使用において当該学校施設に立ち入る者が建物、附属設備、器具等を毀損し、滅失し、又は著しく汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。 (委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。 別表 (第4条関係) <table><tr><th>学校施設</th><th>使用単位</th><th>使用料の額</th></tr><tr><td rowspan="5">体育館</td><td>午前8時から午後1時前まで</td><td>1, 0 0 0円</td></tr><tr><td>午後1時から午後6時前まで</td><td>1, 0 0 0円</td></tr><tr><td>午後6時から午後10時まで</td><td>2, 0 0 0円</td></tr><tr><td>午前8時から午後10時まで</td><td>3, 0 0 0円</td></tr><tr><td>アリーナ部分の冷暖房設備の30分間の使用4回分</td><td>3, 0 0 0円</td></tr><tr><td rowspan="3">教室</td><td>午前8時から午後1時前まで</td><td>5 0 0円</td></tr><tr><td>午後1時から午後6時前まで</td><td>5 0 0円</td></tr><tr><td>午後6時から午後10時まで</td><td>1, 0 0 0円</td></tr></table>	学校施設	使用単位	使用料の額	体育館	午前8時から午後1時前まで	1, 0 0 0円	午後1時から午後6時前まで	1, 0 0 0円	午後6時から午後10時まで	2, 0 0 0円	午前8時から午後10時まで	3, 0 0 0円	アリーナ部分の冷暖房設備の30分間の使用4回分	3, 0 0 0円	教室	午前8時から午後1時前まで	5 0 0円	午後1時から午後6時前まで	5 0 0円	午後6時から午後10時まで	1, 0 0 0円
設備区分	昼間	夜間	昼夜間																																			
講堂	1, 0 0 0円	2, 0 0 0円	3, 0 0 0円																																			
教室 (1教室につき)	5 0 0円	1, 0 0 0円	1, 5 0 0円																																			
運動場	1, 0 0 0円																																					
学校施設	使用単位	使用料の額																																				
体育館	午前8時から午後1時前まで	1, 0 0 0円																																				
	午後1時から午後6時前まで	1, 0 0 0円																																				
	午後6時から午後10時まで	2, 0 0 0円																																				
	午前8時から午後10時まで	3, 0 0 0円																																				
	アリーナ部分の冷暖房設備の30分間の使用4回分	3, 0 0 0円																																				
教室	午前8時から午後1時前まで	5 0 0円																																				
	午後1時から午後6時前まで	5 0 0円																																				
	午後6時から午後10時まで	1, 0 0 0円																																				

改	正	前	改	正	後												
料の5割増とする。			<table><tr><td></td><td>午前8時から午後10時まで</td><td>1,500円</td></tr><tr><td rowspan="4">運動場</td><td>午前8時から午後1時前まで</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>午後1時から午後6時前まで</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>午後6時から午後10時まで</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>午前8時から午後10時まで</td><td>3,000円</td></tr></table>				午前8時から午後10時まで	1,500円	運動場	午前8時から午後1時前まで	1,000円	午後1時から午後6時前まで	1,000円	午後6時から午後10時まで	2,000円	午前8時から午後10時まで	3,000円
	午前8時から午後10時まで	1,500円															
運動場	午前8時から午後1時前まで	1,000円															
	午後1時から午後6時前まで	1,000円															
	午後6時から午後10時まで	2,000円															
	午前8時から午後10時まで	3,000円															
			備考														
			1 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料（体育館のアリーナ部分の冷暖房設備の使用に係るものを除く。）の額は、上表に掲げる額の5割増しとする。														
			2 体育館のアリーナ部分の冷暖房設備は、その使用料の納付をもって交付されるプリペイドカードにより使用することができる。ただし、市が使用する場合は、使用料を無料とし、プリペイドカードによらず使用することができる。														
			3 体育館のアリーナ部分の冷暖房設備を使用できる回数が残存するプリペイドカードは、使用の許可を受けたいずれの体育館を使用する場合においても、これを使用することができる。														
			4 体育館のアリーナ部分の冷暖房設備を使用するためのプリペイドカードは、再交付しない。ただし、使用者の責めによらない特別の事情があると教育委員会が認める場合は、この限りでない。														
			5 教室の使用に係る使用料の額は、1室当たりの額とし、教室の冷暖房設備の使用に係る使用料の額を含む。														

改 正 前	改 正 後
様式第 1 号 市立学校講堂(教室)設備使用願 1 使 用 の 日 時 平成 年 月 日 自 午 時 至 午 時 2 使 用 箇 所 学校講堂 3 使用の目的及行事の概要 4 使用中の事務取扱責任者住所、氏名 5 申請人に於て附加しようとする設備の概要 6 会合者より入場料其の他之に類する金銭徴収の有無 7 使 用 料 金 円也 上記の通り設備を使用致したいから御許可願います。 平成 年 月 日 申請人 住 所 職 業 氏 名 池田市教育委員会 殿	

改 正 前	改 正 後
様式第2号 第 号 許 可 証 住 所 氏 名 平成 年 月 日願出のあつた池田市立 学校講堂(教室)設備使用の件は、 下記の条件を附けて許可する。 平成 年 月 日 池田市教育委員会 記 1 使用後は、清掃して原状に復し、学校長又は当直員の検閲を受け、検閲票に捺印を求 めること。 2 検閲票は、学校を経由して市教育委員会に提出のこと。 3 使用設備の毀損、滅失等のあつたときは、使用者が賠償の責を負うこと。 -----切-----取-----線----- 検 閲 票 1 使 用 箇 所 学校講堂 2 使用の日時 平成 年 月 日 自午 時 至午 時 3 使用者の氏名 4 使用設備の毀損、滅失等の有無 上記検閲して相違ないことを証明する。 平成 年 月 日 何 学 校 長 氏 名(印) 又は当直員	

議案第 3 号

労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う
休業補償等の支給に関する条例の一部改正について

労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の
支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

労働者災害補償保険法の一部改正に伴う用語の定義の整理等を行うとともに、通勤災害に伴う職員等への補償について整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する条例（平成9年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公務災害 法第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう。
- (2) 通勤災害 法第7条第1項第3号に規定する通勤災害をいう。
- (3) 給付基礎日額 法第8条第1項又は第2項に規定する給付基礎日額をいう。

第6条第1項中「死亡した場合」の次に「（当該死亡について法第12条の8第1項第4号の遺族補償給付又は法第21条第4号の遺族給付が支給される場合を除く。）」を加え、「遺族補償として、」を「規則で定めるところにより、当該」に改め、同項後段を削り、同条第2項を次のように改める。

2 法第12条の8第1項第3号の障害補償給付又は法第21条第3号の障害給付を受給する職員に対し障害補償特別援護金を、同項第4号の遺族補償給付、法第21条第4号の遺族給付又は前項の遺族補償年金若しくは遺族補償一時金を受給する職員の遺族に対し遺族補償特別援護金を規則で定めるところにより支給する。

第6条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生する公務災害及び通勤災害に伴う休業補償及び休業援護金は、この条例による改正後の第2条第3号の規定を適用して支給し、施行日前に発生した公務災害及び通勤災害に伴う休業補償及び休業援護金は、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第6条第2項の規定は、施行日以後に発生する公務災害について労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第12条の8第1項第3号の障害補償給付若しくは同項第4号の遺族補償給付（以下「障害・遺族補償給付」という。）若しくはこの条例による改正後の第6条第1項の遺族補償年金若しくは遺族補償一時金（以下「遺族補償年金・一時金」という。）を受給し、又は施行日以後に発生する通勤災害について同法第21条第3号の障害給付若しくは同条第4号の遺族給付（以下「障害・遺族給付」という。）若しくは遺族補償年金・一時金を受給する場合について適用し、施行日前に発生した公務災害について障害・遺族補償給付若しくは遺族補償年金・一時金を受給し、又は施行日前に発生した通勤災害について障害・遺族給付若しくは遺族補償年金・一時金を受給する場合については、なお従前の例による。

労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う
休業補償等の支給に関する条例の一部改正について

- 1 通勤災害の定義における引用条項を改め、並びに給付基礎日額及び遺族補償の定義を整備するほか、規定の整備を行うものであること。

(第 2 条の改正関係)

- 2 通勤災害に伴う障害補償特別援護金及び遺族補償特別援護金の支給について定めるとともに、1 における遺族補償の定義の整備に伴う所要の整理を行うものであること。

(第 6 条の改正関係)

- 3 この条例は、公布の日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第3号 参 考

労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条 （略） <u>（定義）</u> 第2条 この条例において、公務災害、通勤災害、給付基礎日額及び遺族補償とは、それぞれ法第7条第1項第1号及び第2号、第8条並びに第16条に規定する業務災害、通勤災害、給付基礎日額及び遺族補償給付をいう。 第3条～第5条 （略） （その他の補償） 第6条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合には、<u>遺族補償として、職員の遺族に対し、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。この場合において、法第16条の規定により受給した遺族補償はこの条例の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金とみなす。</u> 2 前項の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金を受給する者に対し遺族補償特別援護金を、法第15条の規定により障害補償給付を受給する者に対し、障害補償特別援護金を支給する。	第1条 （略） <u>（用語の定義）</u> 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）公務災害 法第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう。 （2）通勤災害 法第7条第1項第3号に規定する通勤災害をいう。 （3）給付基礎日額 法第8条第1項又は第2項に規定する給付基礎日額をいう。 第3条～第5条 （略） （その他の補償） 第6条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合（当該死亡について法第12条の8第1項第4号の遺族補償給付又は法第21条第4号の遺族給付が支給される場合を除く。）においては、規則で定めるところにより、当該職員の遺族に対し、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。 2 法第12条の8第1項第3号の障害補償給付又は法第21条第3号の障害給付を受給する職員に対し障害補償特別援護金を、同項第4号の遺族補償給付、法第21条第4号の遺族給付又は前項の遺族補償年金若しくは遺族補償

改 正 前	改 正 後
3 <u>前2項の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金、遺族補償特別援護金及び障害補償特別援護金の支給に関し、必要な事項は規則で定める。</u> 第7条～第10条 （略）	<u>一時金を受給する職員の遺族に対し遺族補償特別援護金を規則で定めるところにより支給する。</u> 第7条～第10条 （略）

議案第 4 号

池田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

池田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行により、労災年金の受給権を担保とした貸付事業が廃止されるため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

池田市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年池田市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

池田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

- 1 傷病補償年金又は障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を貸付けの担保にすることを可能とする規定を削るものであること。

(第 3 条の改正関係)

- 2 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第4号 参 考

池田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条・第2条 （略） 第3条 （略） 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u> 第4条～第28条 （略）	第1条・第2条 （略） 第3条 （略） 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 第4条～第28条 （略）

議案第 5 号

池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬
及び費用弁償条例の一部改正について

池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

法律の定めるところにより設置する附属機関の会議を開催するに当たり、従来から定めるもののほか、全ての附属機関の委員の報酬の額を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を
改正する条例（案）

池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和３９年
池田市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１条第１１号を次のように改める。

(11) 地方自治法第１３８条の４第３項の規定により設置する附属機関の委員
（第８号及び第９号に掲げる職員を除く。以下「附属機関委員」とい
う。）及び同法第１７４条第１項の規定により設置する専門委員（以下
「専門委員」という。）

第５条第２項中「第１１号」を「第１２号」に改める。

第７条中「第１条第１０号又は第１１号」を「第１条第１１号又は第１２
号」に改める。

別表第１中「池田市の条例により設置する審査会、審議会及び調査会等の委
員長」を「附属機関委員のうち委員長」に、「池田市の条例により設置する審
査会、審議会及び調査会等の委員並びに」を「附属機関委員（委員長又は会長
を除く。）及び」に改める。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬
及び費用弁償条例の一部改正について

- 1 条例により設置する審査会、審議会及び調査会等（以下「条例設置附属機関」という。）以外の附属機関の委員について、池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和 39 年池田市条例第 26 号）の適用範囲に加えるものであること。

（第 1 条の改正関係）

- 2 引用条項の整理を行うものであること。

（第 5 条及び第 7 条の改正関係）

- 3 別に定めるものを除き、条例設置附属機関の委員について従来から定める報酬の額を、条例設置附属機関以外の附属機関の委員にも適用するものであること。

（別表第 1 の改正関係）

- 4 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第5号 参 考

池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
（目的及び適用範囲） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、非常勤の特別職の職員で次に掲げるもの（以下「職員」という。）の受ける報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （1）～（10） （略） <u>（11）池田市の条例により設置する審査会、審議会及び調査会等の委員並びに専門委員</u> （12） （略） 第2条～第4条 （略） （費用弁償の基準） 第5条 （略） 2 第1条第7号から<u>第11号</u>までに掲げる職員の費用弁償の基準は、旅費条例別表各号のうちから、任命権者が市長の承認を得て定めた号の基準による。	（目的及び適用範囲） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、非常勤の特別職の職員で次に掲げるもの（以下「職員」という。）の受ける報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （1）～（10） （略） <u>（11）地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関の委員（第8号及び第9号に掲げる職員を除く。以下「附属機関委員」という。）及び同法第174条第1項の規定により設置する専門委員（以下「専門委員」という。）</u> （12） （略） 第2条～第4条 （略） （費用弁償の基準） 第5条 （略） 2 第1条第7号から<u>第12号</u>までに掲げる職員の費用弁償の基準は、旅費条例別表各号のうちから、任命権者が市長の承認を得て定めた号の基準による。

改 正 前	改 正 後												
第6条 (略) (適用除外) 第7条 <u>第1条第10号又は第11号</u>に掲げる職員のうち、報酬及び費用弁償について別の条例に定めがあるものについては、この条例の規定は適用しない。 第8条 (略) 別表第1 (第2条関係) <table> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td>教育委員会委員～スポーツ推進委員</td><td rowspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td><u>池田市の条例により設置する審査会、審議会及び調査会等の委員長又は会長</u></td></tr> <tr> <td><u>池田市の条例により設置する審査会、審議会及び調査会等の委員並びに専門委員</u></td></tr> </table> 備考 (略) 別表第2 (略)	区分	報酬額	教育委員会委員～スポーツ推進委員	(略)	<u>池田市の条例により設置する審査会、審議会及び調査会等の委員長又は会長</u>	<u>池田市の条例により設置する審査会、審議会及び調査会等の委員並びに専門委員</u>	第6条 (略) (適用除外) 第7条 <u>第1条第11号又は第12号</u>に掲げる職員のうち、報酬及び費用弁償について別の条例に定めがあるものについては、この条例の規定は適用しない。 第8条 (略) 別表第1 (第2条関係) <table> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td>教育委員会委員～スポーツ推進委員</td><td rowspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td><u>附属機関委員のうち委員長又は会長</u></td></tr> <tr> <td><u>附属機関委員（委員長又は会長を除く。）及び専門委員</u></td></tr> </table> 備考 (略) 別表第2 (略)	区分	報酬額	教育委員会委員～スポーツ推進委員	(略)	<u>附属機関委員のうち委員長又は会長</u>	<u>附属機関委員（委員長又は会長を除く。）及び専門委員</u>
区分	報酬額												
教育委員会委員～スポーツ推進委員	(略)												
<u>池田市の条例により設置する審査会、審議会及び調査会等の委員長又は会長</u>													
<u>池田市の条例により設置する審査会、審議会及び調査会等の委員並びに専門委員</u>													
区分	報酬額												
教育委員会委員～スポーツ推進委員	(略)												
<u>附属機関委員のうち委員長又は会長</u>													
<u>附属機関委員（委員長又は会長を除く。）及び専門委員</u>													

議案第 6 号

池田市いじめ問題調査委員会条例の一部改正について

池田市いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市いじめ問題調査委員会において、部会の設置、調査補助員の導入及び報酬の見直しを行うことにより、複数の諮問や複雑な案件に対し、よりきめ細やかな対応を可能とするため、本条例の一部を改正するものである。

池田市いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例（案）

池田市いじめ問題調査委員会条例（平成26年池田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「調査審議し」を「の調査（以下単に「調査」という。）及び審議を行い」に改める。

第3条の見出しを「（委員）」に改め、同条第1項中「は、委員」を「の委員（以下「委員」という。）は、諮問ごとに」に改め、同条第2項第3号中「その他」を削り、同条第3項中「2年」を「委嘱の日からその委嘱に係る事務が終了する日まで」に改め、同項ただし書を削り、同条第5項を削る。

第8条中「会長が委員会に諮って」を「市長が」に改め、同条を第12条とし、第7条を第11条とする。

第6条中「求め、」を「求めて」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の3条を加える。

（調査補助員）

第8条 委員会は、調査を補助させるために必要な調査補助員を置くことができる。

2 調査補助員は、委員会が適当と認めた者のうちから市長が委嘱する。

3 調査補助員は、委員会の指示により調査を補助し、必要があるときは、その補助した調査の結果を委員会に報告するものとする。

4 調査補助員の任期は、委嘱の日からその委嘱に係る事務が終了する日までとする。

（秘密保持義務）

第9条 委員及び調査補助員（以下「委員等」という。）は、職務上知り得た

秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（報酬及び費用弁償）

第10条 委員等の報酬の額は、その勤務1時間につき11,000円とする。ただし、委員会の会議（調査により収集した情報の検証に係るものを除く。）に出席する場合の委員の報酬の額は、その1回につき、会長にあっては9,400円とし、会長以外の委員にあっては8,200円とする。

2 委員等については、前項に定めるもののほか、池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和39年池田市条例第26号）第7条の規定にかかわらず、同条例の規定を適用する。

第5条第2項中「、委員」の次に「（部会の会議にあっては、当該部会に属する委員。次項及び第10条第1項において同じ。）」を加え、同条第3項中「出席委員」を「出席した委員」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出しを「（会長等）」に改め、同条第3項中「副会長」の次に「（前条第1項の規定により部会を置いている場合は、副部会長。附則第2項において同じ。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「会長」の次に「（前条第1項の規定により部会を置いている場合は、部会長。次項、次条第1項及び第10条第1項並びに附則第2項において同じ。）」を、「委員会」の次に「（前条第1項の規定により部会を置いている場合は、部会。次条、第7条、第8条第2項及び第3項並びに第10条第1項並びに附則第2項において同じ。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により部会を置いている場合は、部会ごとに部会長及び副部会長を置き、それぞれ部会に属する委員の互選によりこれを定める。

第4条に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、会長及び副会長の職にある委員は

その従事する調査等を部会において行うときはそれぞれその属する部会の部会長又は副部会長の職に、部会長及び副部会長の職にある委員はその属する部会が解消した後引き続きその従事する調査等を委員会において行うときはそれぞれ会長及び副会長の職に就くものとする。ただし、その職を退くことを妨げない。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(部会)

第4条 委員会は、2件以上の諮問に係る調査、審議及び報告（以下「調査等」という。）を並行して行う場合は、諮問ごとに部会を置く。

2 部会を構成する委員は、当該部会に係る諮問について委嘱された委員とする。

3 部会の決議は、これをもって委員会の決議とする。

附則第2項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の池田市いじめ問題調査委員会条例（以下「新条例」という。）第3条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に委嘱する池田市いじめ問題調査委員会の委員（以下「委員」という。）の任期について適用し、施行日前に委嘱した委員の任期については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第1項の規定にかかわらず、施行日前にされた委嘱により施行日以後も継続して委員の職にある委員（以下「継続委員」という。）がある場合で、市長の諮問に係る事務がないときは、その間、池田市いじめ問題調査委員会は、当該継続委員により組織する。

(継続委員に関する特例)

- 4 継続委員は、新条例第4条第1項の規定により部会を置く場合は、同条第2項の規定にかかわらず、市長が指定する部会に属するものとする。
- 5 継続委員のうち会長又は副会長（新条例第4条第1項の規定により部会を置いている場合は、部会長又は副部会長。以下同じ。）の職にあるものが、市長の諮問に係る事務に従事し当該事務を終了せずその任期を満了した場合で、その任期満了の日の翌日に当該事務について委員の委嘱がされたときは、新条例第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、その委員が当該会長又は副会長の職に就くものとする。ただし、その職を退くことを妨げない。

池田市いじめ問題調査委員会条例の一部改正について

- 1 文言の整備を行うものであること。

(第 2 条の改正関係)

- 2 池田市いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）は、諮問ごとに 5 人以内で組織するものとし、その任期を委嘱の日からその委嘱に係る事務を終了する日までとするものであること。また、6 に伴う所要の整理を行うものであること。

(第 3 条の改正関係)

- 3 部会を置くことについて定めるものであること。

(第 3 条の次に 1 条を加える改正関係)

- 4 部会長及び副部会長について定め、これに伴う所要の整備を行うものであること。

(第 4 条を改め、同条を第 5 条とする改正関係)

- 5 部会の会議について定めるものであること。

(第 5 条を改め、同条を第 6 条とする改正関係)

- 6 調査補助員を置くこと並びに委員及び調査補助員の秘密保持義務並びに報酬及び費用弁償について定めるものであること。また、文言の整備を行うものであること。

(第 6 条を改め、同条を第 7 条とし、同条の次に 3 条を加える改正関係)

- 7 池田市いじめ問題調査委員会条例（平成 26 年池田市条例第 30 号）に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定めるとするものであること。

(第 8 条を改め、同条を第 12 条とする改正関係)

8 5に伴う所要の整理を行うものであること。

(附則の改正関係)

9 この条例は、令和4年4月1日から施行するものであること。また、所要の経過措置及び特例を規定するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第6号 参 考

池田市いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条 （略） （所掌事務） 第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について<u>調査審議</u>し、市長に対し報告するものとする。 <u>（組織等）</u> 第3条 委員会は、<u>委員</u>5人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 （1）・（2） （略） （3）<u>その他</u>医療、心理、福祉等について識見を有すると市長が認める者 3 委員の任期は、<u>2年</u>とする。<u>ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 4 （略） 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。<u>その職を退いた後も同様とする。</u>	第1条 （略） （所掌事務） 第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について<u>の調査（以下単に「調査」という。）及び審議を行い</u>、市長に対し報告するものとする。 <u>（委員）</u> 第3条 委員会<u>の委員（以下「委員」という。）は、諮問ごとに5人以内で組織する。</u> 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 （1）・（2） （略） （3）医療、心理、福祉等について識見を有すると市長が認める者 3 委員の任期は、<u>委嘱の日からその委嘱に係る事務が終了する日までとする。</u> 4 （略） <u>（部会）</u>

改 正 前	改 正 後
<u>(会長及び副会長)</u> <u>第4条</u> (略) <u>2</u> 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。 <u>3</u> 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。	<u>第4条</u> 委員会は、2件以上の諮問に係る調査、審議及び報告（以下「調査等」という。）を並行して行う場合は、諮問ごとに部会を置く。 <u>2</u> 部会を構成する委員は、当該部会に係る諮問について委嘱された委員とする。 <u>3</u> 部会の決議は、これをもって委員会の決議とする。 <u>(会長等)</u> <u>第5条</u> (略) <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により部会を置いている場合は、部会ごとに部会長及び副部会長を置き、それぞれ部会に属する委員の互選によりこれを定める。 <u>3</u> 会長（前条第1項の規定により部会を置いている場合は、部会長。次項、次条第1項及び第10条第1項並びに附則第2項において同じ。）は、会務を総理し、委員会（前条第1項の規定により部会を置いている場合は、部会。次条、第7条、第8条第2項及び第3項並びに第10条第1項並びに附則第2項において同じ。）を代表する。 <u>4</u> 副会長（前条第1項の規定により部会を置いている場合は、副部会長。附則第2項において同じ。）は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 <u>5</u> 第1項及び第2項の規定にかかわらず、会長及び副会長の職にある委員は

改 正 前	改 正 後
(会議) <u>第5条</u> (略) 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。 3 委員会の議事は、<u>出席委員</u>の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 (略) (意見の聴取等) <u>第6条</u> 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、委員会の会議に出席を<u>求め</u>、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。	<u>その従事する調査等を部会において行うときはそれぞれその属する部会の部長又は副部会長の職に、部会長及び副部会長の職にある委員はその属する部会が解消した後引き続きその従事する調査等を委員会において行うときはそれぞれ会長及び副会長の職に就くものとする。ただし、その職を退くことを妨げない。</u> (会議) <u>第6条</u> (略) 2 委員会の会議は、委員<u>(部会の会議にあつては、当該部会に属する委員。次項及び第10条第1項において同じ。)</u>の過半数の出席がなければ開くことができない。 3 委員会の議事は、<u>出席した委員</u>の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 (略) (意見の聴取等) <u>第7条</u> 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、委員会の会議に出席を<u>求めて</u>その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 <u>(調査補助員)</u> <u>第8条</u> 委員会は、調査を補助させるために必要な調査補助員を置くことがで

改 正 前	改 正 後
第7条 (略) (委任)	<u>きる。</u> <u>2 調査補助員は、委員会が適当と認めた者のうちから市長が委嘱する。</u> <u>3 調査補助員は、委員会の指示により調査を補助し、必要があるときは、その補助した調査の結果を委員会に報告するものとする。</u> <u>4 調査補助員の任期は、委嘱の日からその委嘱に係る事務が終了する日までとする。</u> <u>(秘密保持義務)</u> <u>第9条 委員及び調査補助員（以下「委員等」という。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u> <u>(報酬及び費用弁償)</u> <u>第10条 委員等の報酬の額は、その勤務1時間につき11,000円とする。ただし、委員会の会議（調査により収集した情報の検証に係るものを除く。）に出席する場合の委員の報酬の額は、その1回につき、会長にあっては9,400円とし、会長以外の委員にあっては8,200円とする。</u> <u>2 委員等については、前項に定めるもののほか、池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和39年池田市条例第26号）第7条の規定にかかわらず、同条例の規定を適用する。</u> 第11条 (略) (委任)

改 正 前

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 (略)

(会議の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、未選出、辞任等の事由により会長及び副会長が未定の場合における委員会の会議は、市長が招集する。

改 正 後

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 (略)

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、未選出、辞任等の事由により会長及び副会長が未定の場合における委員会の会議は、市長が招集する。

議案第 7 号

池田市都市計画法施行条例の一部改正について

池田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

都市計画法施行令及び都市計画法施行規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例（案）

池田市都市計画法施行条例（平成15年池田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「開発行為」を「開発行為等」に改め、同条中「第34条第12号」の次に「（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）」を加え、「第8条第1項第2号ロからニ」を「第29条の9第1号から第6号」に、「土地の」を「区域以外の区域（同条第7号に掲げる）」に、「以外の区域において」を「を除く。）において」に改める。

第4条中「第8条第1項第2号ロからニ」を「第29条の9第1号から第6号」に、「土地の」を「区域以外の区域（同条第7号に掲げる）」に、「以外の区域において」を「を除く。）において」に改める。

別表の11の項中「第60条」を「第60条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定による許可の申請がされている場合の当該申請に係る許可の基準については、この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間は、この条例による改正後の第3条及び第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

池田市都市計画法施行条例の一部改正について

- 1 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定により条例で定める市街化調整区域において開発許可をすることができる開発行為の区域について、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）の一部改正により当該区域に原則として含まないこととする区域が明記されたため、これを踏まえ、当該明記された区域を本市において開発許可をすることができる開発行為の区域から除外する区域として明記する等の整備を行うとともに、文言の整理を行うものであること。

（第 3 条の改正関係）

- 2 都市計画法施行令の規定により条例で定める市街化調整区域のうち開発許可を受けた区域以外の区域において許可をすることができる建築行為等の区域について、同令の一部改正により当該区域に原則として含まないこととする区域が明記されたため、これを踏まえ、当該明記された区域を本市において許可をすることができる建築行為等の区域から除外する区域として明記する等の整備を行うものであること。

（第 4 条の改正関係）

- 3 引用条項を改めることであること。

（別表の改正関係）

- 4 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

（改正条例附則関係）

議案第7号 参 考

池田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条・第2条 （略） （法第34条第12号の<u>開発行為</u>） 第3条 法第34条第12号の規定により条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、<u>令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域</u>として規則で定める<u>区域以外の区域において</u>、次の各号のいずれかに該当する建築物の建築の用に供する目的で行われる開発行為とする。 （1）～（5） （略） （令第36条第1項第3号ハの建築行為等） 第4条 令第36条第1項第3号ハの条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設（以下「建築行為等」という。）は、<u>令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域</u>として規則で定める<u>区域以外の区域において</u>行う建築行為等のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1）～（6） （略）	第1条・第2条 （略） （法第34条第12号の<u>開発行為等</u>） 第3条 法第34条第12号<u>（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）</u>の規定により条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、<u>令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域以外の区域（同条第7号に掲げる区域として規則で定める区域を除く。）において</u>、次の各号のいずれかに該当する建築物の建築の用に供する目的で行われる開発行為とする。 （1）～（5） （略） （令第36条第1項第3号ハの建築行為等） 第4条 令第36条第1項第3号ハの条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設（以下「建築行為等」という。）は、<u>令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域以外の区域（同条第7号に掲げる区域として規則で定める区域を除く。）において</u>行う建築行為等のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1）～（6） （略）

改 正 前				改 正 後			
第5条～第8条 （略）				第5条～第8条 （略）			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
項	区分		金額	項	区分		金額
1 ～ 1 0	(略)			1 ～ 1 0	(略)		
1 1	都市計画法施行規則（昭和 4 4 年建設省令第4 9 号） 第6 0 条の書面の交付を受 けようとする者	(略)	(略)	1 1	都市計画法施行規則（昭和 4 4 年建設省令第4 9 号） 第6 0 条第1 項の書面の交 付を受けようとする者	(略)	(略)

議案第 8 号

池田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に
関する条例の一部改正について

池田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

女性の消防団員の人員確保を目的として定員を拡大するほか、人員確保及び処遇改善を目的として資格要件の緩和、報酬額の引上げ等を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）

池田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和５６年池田市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条中「１８０人」を「２００人」に改める。

第３条中「推せん」を「推薦」に、「その他」を「団長以外」に、「資格を有する」を「いずれにも該当する」に改め、同条第１号中「者」の次に「（以下「市内居住者」という。）又は本市の区域内に存する事務所、事業所等に勤務する者（以下「市内勤務者」という。）」を加える。

第４条第１号中「終るまで又は」を「終え、又は」に改め、同条第２号中「第７条」を「第７条第１項」に改め、同条第３号中「居住地」を「本市の区域」に改め、「こと」の次に「（第５号において「長期市外生活」という。）」を加え、「者」を「市内居住者（市内勤務者を除く。）」に改め、同条に次の２号を加える。

（４）６月以上の長期にわたり出張、異動等により本市の区域内に存する事務所、事業所等を不在にすること（次号において「長期市外出張等」という。）を常とする市内勤務者（市内居住者を除く。）

（５）長期市外生活を常とする市内居住者であり、かつ、長期市外出張等を常とする市内勤務者である者

第５条中第２号を削り、第１号を第２号とし、同条に第１号として次の１号を加える。

（１）第３条第１号に該当しなくなった場合

第９条第１項ただし書中「その他」を「、地震等」に改める。

第10条中「その他の者」を「団長以外の団員」に改め、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 団長は、特別の事情がない限り、同時に団員の半数以上が出動できない状況とならないよう努めるものとする。

第14条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(報酬)

第14条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 年額報酬は、次の各号に掲げる期間における在職月（在職した日数が1日以上をいう。以下同じ。）について、それぞれ当該各号に掲げる期間の最後の月の翌月に支給する。この場合において、当該各号に掲げる期間に係る年額報酬の額は、階級に応じて別表第1に定める年額に、当該在職月の数が3月のときは4分の1、2月のときは6分の1、1月のときは12分の1を乗じて得た額とする。

(1) 4月から6月まで

(2) 7月から9月まで

(3) 10月から12月まで

(4) 1月から3月まで

3 階級に異動が生じた在職月（以下「異動月」という。）については、当該異動月において在職した日数が最も多い階級（当該階級が複数ある場合は、そのうち最も高い階級）に応じて年額報酬の額を算定する。この場合において、前項各号に掲げる期間のうち、当該異動月における階級と当該異動月以外の在職月における階級が異なるときは、同項後段の規定にかかわらず、それぞれその階級に応じて別表第1に定める年額を12で除して得た額を月額とし、当該期間に係る年額報酬の額を算定する。

4 第2項後段又は前項の規定により算定した年額報酬の額について、50銭

未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数が生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

5 出動報酬は、第 2 項各号に掲げる期間における実績に応じて別表第 2 に定める額を、それぞれ当該同項各号に掲げる期間の最後の月の翌月に支給する。

第 15 条に見出しとして「（費用弁償）」を付し、同条第 1 項中「別表第 2」を「別表第 3」に改める。

別表第 1 中「別表第 1」を「別表第 1（第 14 条関係）」に、「報酬」を「年額報酬」に、「74,000 円」を「82,500 円」に、「59,500 円」を「69,000 円」に、「42,000 円」を「50,500 円」に、「36,500 円」を「45,500 円」に、「31,500 円」を「37,000 円」に、「29,000 円」を「36,500 円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 上表における「団員」は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長の階級にある団員以外の団員に限る。

別表第 2 中「別表第 2」を「別表第 2（第 15 条関係）」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 上表における「団員」は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長の階級にある団員以外の団員に限る。

別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 14 条関係）

出動の種類	単位	出動報酬の額
水火災、地震等の災害による出動	1 回につき 4 時間 までごと	4,000 円
訓練及び警戒による出動	1 回につき	2,600 円
消防団事務運営等の会議出席	1 回につき	2,200 円
消防機械の整備	消防車 1 台につき	月額 2,700 円

備考

- 1 水火災、地震等の災害による出動について、上表に定める単位により
1 回の出動の時間を 4 時間までごとに区分したそのそれぞれに係る出動
報酬は、その区分の起点となる時刻の属する日の分として算出する。
- 2 警戒のうち年末警戒については、その出動が翌日まで引き続いたとき
は、2 回出動したものとみなす。
- 3 消防機械の整備に係る出動報酬の支給は、その担当者による場合に限
る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 14 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この
条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る報酬（施行日
前から引き続く水火災、地震等の災害による出動（以下「施行時災害出動」
という。）に係る報酬を除く。）について適用し、施行日前の期間に係る報
酬については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にした出動（施行時災害出動を含む。）に係るこの条例による改
正前の第 14 条の規定による費用弁償の支給は、なお従前の例による。

池田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に
関する条例の一部改正について

- 1 消防団員（以下「団員」という。）の定員を 180 人から 200 人に変更するものであること。

（第 2 条の改正関係）

- 2 本市の区域内に存する事務所、事業所等に勤務する者を団員の資格要件に加えるとともに、文言の整理を行うものであること。

（第 3 条の改正関係）

- 3 2 に伴い団員の欠格条項及び失格条項を整備するとともに、文言の整理を行うものであること。

（第 4 条及び第 5 条の改正関係）

- 4 文言の整備を行うものであること。

（第 9 条の改正関係）

- 5 団長は同時に団員の半数以上が出動できない状況とならないよう努めるものとするとともに、これに伴う所要の整備を行うものであること。

（第 10 条及び第 13 条の改正関係）

- 6 従来団員に支給していた報酬を年額報酬と称し、従来出動に対して支給していた費用弁償に代えて出動報酬を支給するものとするとともに、これらの支給方法等について整備するものであること。

（第 14 条の改正関係）

- 7 年額報酬の額を改定するものであること。

（別表第 1 の改正関係）

- 8 出動報酬の額を定めるものであること。

(別表第 1 の次に 1 表を加える改正関係)

9 文言の整理を行うものであること。

(別表第 2 を改め、同表を別表第 3 とする改正関係)

10 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第8号 参 考

池田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条 （略） （定員） 第2条 団員の定数は、<u>180人</u>とする。 （任命） 第3条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の<u>推せん</u>に基づき市長が、<u>その他の</u>団員は市長の承認を得て団長が、次の各号の<u>資格を有する者の</u>うちから任命する。 （1）本市の区域内に居住する者 （2）・（3） （略） （欠格条項） 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を<u>終るまで</u>又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）<u>第7条</u>の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者	第1条 （略） （定員） 第2条 団員の定数は、<u>200人</u>とする。 （任命） 第3条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の<u>推薦</u>に基づき市長が、<u>団長以外</u>の団員は市長の承認を得て団長が、次の各号の<u>いずれにも該当する者のうちから</u>任命する。 （1）本市の区域内に居住する者<u>（以下「市内居住者」という。）又は本市の区域内に存する事務所、事業所等に勤務する者（以下「市内勤務者」という。）</u> （2）・（3） （略） （欠格条項） 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を<u>終え、又は</u>その執行を受けることがなくなるまでの者 （2）<u>第7条第1項</u>の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

改 正 前	改 正 後
(3) 6月以上の長期にわたり<u>居住地</u>を離れて生活することを常とする者 (失格条項) 第5条 団員が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その身分を失う。 (1) (略) (2) <u>本市の区域外に転住した場合</u> 第6条～第8条 (略) (服務規律) 第9条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災<u>その他の</u>災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しな	(3) 6月以上の長期にわたり<u>本市の区域</u>を離れて生活すること（<u>第5号において「長期市外生活」という。</u>）を常とする<u>市内居住者（市内勤務者を除く。）</u> (4) 6月以上の長期にわたり出張、異動等により本市の区域内に存する事務所、事業所等を不在にすること（次号において「長期市外出張等」という。）を常とする市内勤務者（市内居住者を除く。） (5) <u>長期市外生活を常とする市内居住者であり、かつ、長期市外出張等を常とする市内勤務者である者</u> (失格条項) 第5条 団員が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その身分を失う。 (1) <u>第3条第1号に該当しなくなった場合</u> (2) (略) 第6条～第8条 (略) (服務規律) 第9条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災、<u>地震等</u>の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事し

改 正 前	改 正 後
なければならない。 2 (略) 第10条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、 <u>その他の者</u>にあつては団長に届け出なければならない。<u>ただし、特別の事情 がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。</u> 第11条・第12条 (略) <u>(報酬)</u> 第13条 団員には、別表第1に定めるところにより報酬を支給する。 2 報酬は、<u>団員となった日から支給を開始し、離職し又は死亡したときは、 その月分までの報酬を支給する。</u> 3 階級の昇降により報酬額に異動を生じた場合には、<u>その日からあらたな階 級に応じた報酬を支給する。ただし、月の中途において異動を生じたとき は、その月に16日以上在職した階級に応じて報酬を支給する。</u> 4 報酬は、毎年度7月、10月、1月及び4月の4期に、それぞれの前月分 までを各受給者に支給する。 <u>(費用弁償)</u> 第14条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次の各号 に定める区分により費用弁償を支給する。 (1) 水火災その他の災害による出動 1回につき 3,100円	なければならない。 2 (略) 第10条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、 <u>団長以外の団員</u>にあつては団長に届け出なければならない。 第11条・第12条 (略) 第13条 団長は、特別の事情がない限り、同時に団員の半数以上が出動でき <u>ない状況とならないよう努めるものとする。</u> <u>(報酬)</u> 第14条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。 2 年額報酬は、次の各号に掲げる期間における在職月（在職した日数が1日 以上をいう。以下同じ。）について、それぞれ当該各号に掲げる期間の

改 正 前	改 正 後
(2) 訓練及び警戒による出動 1回につき 2, 600円 <u>ただし、年末警戒においてその勤務が翌日にわたる場合にあっては2回とみなす。</u> (3) 消防団事務運営等の会議出席 1回につき 2, 200円 (4) 消防機械整備担当者 消防車1台につき 月額2, 700円 <u>2 費用弁償は、翌月末日までに各受給者に支給する。</u>	<u>最後の月の翌月に支給する。この場合において、当該各号に掲げる期間に係る年額報酬の額は、階級に応じて別表第1に定める年額に、当該在職月の数が3月のときは4分の1、2月のときは6分の1、1月のときは12分の1を乗じて得た額とする。</u> (1) 4月から6月まで (2) 7月から9月まで (3) 10月から12月まで (4) 1月から3月まで <u>3 階級に異動が生じた在職月（以下「異動月」という。）については、当該異動月において在職した日数が最も多い階級（当該階級が複数ある場合は、そのうち最も高い階級）に応じて年額報酬の額を算定する。この場合において、前項各号に掲げる期間のうち、当該異動月における階級と当該異動月以外の在職月における階級が異なるときは、同項後段の規定にかかわらず、それぞれその階級に応じて別表第1に定める年額を12で除して得た額を月額とし、当該期間に係る年額報酬の額を算定する。</u> <u>4 第2項後段又は前項の規定により算定した年額報酬の額について、50銭未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。</u> <u>5 出動報酬は、第2項各号に掲げる期間における実績に応じて別表第2に定</u>

改 正 前	改 正 後																															
第15条 団員が公務のため旅行する場合には、その旅行について費用弁償として別表第2に定める旅費を支給する。 2 (略) 第16条～第20条 (略) 別表第1 <table><tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr><tr><td>団長</td><td>年額 74,000円</td></tr><tr><td>副団長</td><td>年額 59,500円</td></tr><tr><td>分団長</td><td>年額 42,000円</td></tr><tr><td>副分団長</td><td>年額 36,500円</td></tr><tr><td>部長、班長</td><td>年額 31,500円</td></tr><tr><td>団員</td><td>年額 29,000円</td></tr></table>	区分	報酬の額	団長	年額 74,000円	副団長	年額 59,500円	分団長	年額 42,000円	副分団長	年額 36,500円	部長、班長	年額 31,500円	団員	年額 29,000円	<u>める額を、それぞれ当該同項各号に掲げる期間の最後の月の翌月に支給する。</u> <u>(費用弁償)</u> 第15条 団員が公務のため旅行する場合には、その旅行について費用弁償として別表第3に定める旅費を支給する。 2 (略) 第16条～第20条 (略) 別表第1 (第14条関係) <table><tr><th>区分</th><th>年額報酬の額</th></tr><tr><td>団長</td><td>年額 82,500円</td></tr><tr><td>副団長</td><td>年額 69,000円</td></tr><tr><td>分団長</td><td>年額 50,500円</td></tr><tr><td>副分団長</td><td>年額 45,500円</td></tr><tr><td>部長、班長</td><td>年額 37,000円</td></tr><tr><td>団員</td><td>年額 36,500円</td></tr></table> 備考 上表における「団員」は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長の階級にある団員以外の団員に限る。 別表第2 (第14条関係) <table><tr><th>出動の種類</th><th>単位</th><th>出動報酬の額</th></tr></table>	区分	年額報酬の額	団長	年額 82,500円	副団長	年額 69,000円	分団長	年額 50,500円	副分団長	年額 45,500円	部長、班長	年額 37,000円	団員	年額 36,500円	出動の種類	単位	出動報酬の額
区分	報酬の額																															
団長	年額 74,000円																															
副団長	年額 59,500円																															
分団長	年額 42,000円																															
副分団長	年額 36,500円																															
部長、班長	年額 31,500円																															
団員	年額 29,000円																															
区分	年額報酬の額																															
団長	年額 82,500円																															
副団長	年額 69,000円																															
分団長	年額 50,500円																															
副分団長	年額 45,500円																															
部長、班長	年額 37,000円																															
団員	年額 36,500円																															
出動の種類	単位	出動報酬の額																														

改	正	後	
	水火災、地震等の災害による 出動	1回につき4時間 までごと	4, 0 0 0 円
	訓練及び警戒による出動	1回につき	2, 6 0 0 円
	消防団事務運営等の会議出席	1回につき	2, 2 0 0 円
	消防機械の整備	消防車1台につき	月額2, 7 0 0 円
	備考 1 水火災、地震等の災害による出動について、上表に定める単位により 1回の出動の時間を4時間までごとに区分したそのそれぞれに係る出動 報酬は、その区分の起点となる時刻の属する日の分として算出する。 2 警戒のうち年末警戒については、その出動が翌日まで引き続いたとき は、2回出動したものとみなす。 3 消防機械の整備に係る出動報酬の支給は、その担当者による場合に限 る。		
別表第2	別表第3（第15条関係）		
(略)	(略) 備考 上表における「団員」は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長及 び班長の階級にある団員以外の団員に限る。		

議案第 9 号

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部改正について

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を踏まえ、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部を改正する条例（案）

池田市消防保安行政事務手数料条例（平成２３年池田市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表第５の６の部中「１１０，０００円」を「９８，０００円」に改め、同表の８の部中「１７，０００円」を「１５，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第５の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部改正について

- 1 液化石油ガスの保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査（申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が 10,000 戸以上の場合のものに限る。）に係る手数料の額を 110,000 円から 98,000 円に、液化石油ガスの貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を当該貯蔵施設又は特定供給設備ごとに 17,000 円から 15,000 円に改定するものであること。

（別表第 5 の改正関係）

- 2 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

（改正条例附則関係）

議案第9号 参 考

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前				改 正 後			
本則（略）				本則（略）			
別表第1～別表第4（略）				別表第1～別表第4（略）			
別表第5（第2条関係）				別表第5（第2条関係）			
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料				液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料			
事務		区分	金額	事務		区分	金額
1～5	(略)			1～5	(略)		
6	法第35条の6	(1)・(2)（略）	(略)	6	法第35条の6	(1)・(2)（略）	(略)
	第1項の規定による保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	(3) 申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	<u>110,000円</u>		第1項の規定による保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	(3) 申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	<u>98,000円</u>
7	(略)			7	(略)		
8	法第37条の2		<u>17,000円に</u>	8	法第37条の2		<u>15,000円に</u>

改 正 前				改 正 後			
	第 1 項の規定による貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査		変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額		第 1 項の規定による貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査		変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
9 ～ 1 3	(略)			9 ～ 1 3	(略)		
備考 (略)				備考 (略)			

池田市教育長の任命について

下記の者を池田市教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

田 渕 和 明

[REDACTED] 生

令和 4 年 2 月 28 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市教育長田渕和明氏は、来る令和 4 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、その後任を任命するものである。

議案第 11 号

池田市教育委員会委員の任命について

下記の者を池田市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

辻 村 幸 宏

[REDACTED] 生

令和 4 年 2 月 28 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市教育委員会委員山岸正和氏は、来る令和 4 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、その後任を任命するものである。

議案第 12 号

財産区管理委員の選任について

下記の者を財産区管理委員に選任したいので、財産区管理条例（昭和 38 年池田市条例第 19 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

大字下渋谷財産区

住 所	氏 名	生年月日
	瓦 林 建	
	中 池 正弘	
	松 田 武義	
	西 田 博至	
	瓦 林 義昌	
	辻 常夫	
	畑 中 良雄	

大字才田財産区

住 所	氏 名	生年月日
	石 田 晶大	
	藤 井 誠司	
	石 田 勉	
	石 田 利文	
	小 山 雅弘	
	石 田 秀人	
	山 田 浩史	

大字北今在家財産区

住 所	氏 名	生年月日
	川西 幸男	
	桂 欣次郎	
	橋川 崑三	
	中田 和成	
	杉村 一利	
	辻本 喜三	
	杉村 憲一	

令和４年２月２８日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

大字下渋谷財産区、大字才田財産区及び大字北今在家財産区の財産区管理委員は、来る令和４年３月３１日をもって任期満了となるので、その後任を選任するものである。